

議案第 57 号

亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

亀山市道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 8 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

亀山市道路占用料徴収条例（平成17年亀山市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、同条第2項第1号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第1号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。